

## 九州大学病院内視鏡外科手術トレーニング規程

平成16年度九大規程第148号  
制 定：平成17年 1月21日  
最終改正：令和 2年 9月29日  
(令和2年度九大規程第24号)

### (趣旨)

第1条 この規程は、医師等の再教育として、内視鏡下における外科手術の手技等を修得させ、もって内視鏡外科手術の発展・普及及び医療の安全性の向上を通じて社会的貢献につなげることを目的として、九州大学病院において実施する内視鏡外科手術トレーニング（以下「トレーニング」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (コース)

第2条 トレーニングは、コースを設けて実施する。

- 2 前項のコースは、セミナーコース、ベーシックコース、スタンダードコース及びアドバンスコースとする。
- 3 ベーシックコース及びアドバンスコースの課程については、九州大学病院長（以下「病院長」という。）が別に定める。

### (募集人員)

第3条 募集人員は、病院長が別に定める。

### (資格)

第4条 トレーニングを受けることができる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 学外の所属医療機関等から推薦された医師免許を有する者
- (2) 医学系学府に在学する学生で、医学系学府長が推薦するもの
- (3) その他病院長が適当と認めた者

### (申請)

第5条 トレーニングの受講を希望する者は、所定の申請書により病院長に申請しなければならない。

### (許可)

第6条 病院長は、前条の申請書を提出した者のうちから、診療専門領域、適性、能力、経験等を総合的に考慮して、トレーニングの受講を許可する。

### (研修料)

第7条 トレーニングの受講を許可された者は、所定の期日までに、経費の振替又は九州大学が指定する口座への振込みにより研修料を納付しなければならない。

- 2 前項の研修料の額は、次のとおりとする。ただし、病院長が特に認めた場合は、研修料の全部又は一部を免除することができる。
  - (1) セミナーコース 1万4千円
  - (2) ベーシックコース 2万円
  - (3) スタンダードコース 5万5千円
  - (4) アドバンスコース 7万円

3 既納の研修料は、返還しない。ただし、受講者の責に帰すことができない事由により受講できない場合にあつては、研修料を還付することができる。

4 病院長は、所定の期日までに研修料を納付しない者に対しては、受講の許可を取り消すものとする。

### (受講者の責務)

第8条 受講者は、本学の諸規則を遵守しなければならない。

### (受講の許可の取消し等)

第9条 病院長は、受講者が前条の規定に違反し、又は受講者としてふさわしくない行為が

あったときは、当該受講者のトレーニングを停止させ、又は受講の許可を取り消すものとする。

2 前項のトレーニングの停止又は受講の許可の取り消しによって生ずる損害については、病院長は、その責を負わないものとする。

(修了証書)

第10条 病院長は、トレーニングを修了した者に対し、修了証書を授与する。

(事務)

第11条 トレーニングに関する事務は、九州大学病院事務部において処理する。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、トレーニングの実施に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年1月21日から施行する。

附 則 (平成17年度九大規程第148号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年度九大規程第29号)

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

附 則 (平成25年度九大規程第140号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年度九大規程第31号)

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

附 則 (令和元年度九大規程第63号)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年度九大規程第24号)

この規程は、令和2年10月1日から施行する。